

静岡県人事委員会は、静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1227

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-297）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊業務)</p> <p><b>第2条</b> 条例第5条第1項の「心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度」は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 条例第5条第1項第4号の業務 正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き<u>2時間</u>以上に及ぶもの(対外運動競技等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>(勤務日数等の計算方法)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>(支給額の減額)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 特殊業務手当を支給する場合において、1日における条例第5条第1項第4号に規定する業務に従事した時間が4時間に満たない場合は、1,800円とする。</u></p> <p>(実績簿)</p> <p><b>第8条</b> 任命権者は、職員が<u>条例第3条から第7条までに規定する業務に従事したときは、</u></p>	<p>(特殊業務)</p> <p><b>第2条</b> 条例第5条第1項の「心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度」は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 条例第5条第1項第4号の業務 正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き<u>3時間</u>以上に及ぶもの(対外運動競技等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p><u>(有害薬品等取扱手当)</u></p> <p><b>第3条の2</b> <u>条例第8条第1項の人事委員会規則で定める機関は、農林環境専門職大学とする。</u></p> <p>(勤務日数等の計算方法)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>(支給額の減額)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 有害薬品等取扱手当を支給する場合において、1日における業務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該業務に対応する手当の日額に100分の50を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(実績簿)</p> <p><b>第8条</b> 任命権者は、職員が<u>次の各号に掲げる業務に従事したときは、当該各号に定める特</u></p>

別記様式の特務勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。

殊勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。

(1) 条例第3条から第7条までに規定する業務 様式第1号の特務勤務実績簿

(2) 条例第8条に規定する業務 様式第2号の特務勤務実績簿

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第8条関係)

特殊勤務実績簿(有害薬品等取扱手当)

職 氏名

所属長又はその委任を受けた者の印	従事月日	作業内容	従事時間数		支給区分		備考
					100分の100	100分の50 (調整後の金額)	
			時間	分			

備考

- 1 従事時間数は、分まで記入すること。
- 2 支給区分は、○印等で記入する。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の静岡県教職員の特務勤務手当に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。